

デイサービスセンターAct～アクト～運営規程

〈地域密着型通所介護・第1号通所事業〉

(事業の目的)

第1条 株式会社 縁が開設するデイサービスセンターAct～アクト～(以下「事業所」という)が行う地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者(以下、「従業者」という)が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態、又は要支援状態にある高齢者(以下、「利用者」という)に対し適正な地域密着型通所介護及び第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所の地域密着型通所介護は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練を行う。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急のやむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、関係市区町村・地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 サービス提供にあたっては、親切丁寧を旨とし利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----------|---------------------|--------|--------------|
| (1) 名称 | デイサービスセンター Act～アクト～ | | |
| (2) 開設年月日 | 令和5年8月1日 | | |
| (3) 所在地 | 神栖市堀割2丁目26-10 | | |
| (4) 電話番号 | 0299-64-6620 | FAX 番号 | 0299-64-6621 |
| (5) 管理者名 | 津賀 淑匡 | | |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、従業者の管理、地域密着型通所介護及び第1号通所事業の利用申し込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上(常勤、非常勤)

生活指導員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切なサービス提供をし、事業所内のサービスの調整、他の機関と連携し必要な調整を行う。

(3) 介護職員 1名以上(常勤、非常勤)

介護職員は、サービスの提供に当たり、利用者の心身の状態等を的確に把握し、入浴介助等の日常生活上必要な介助を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上(常勤、非常勤 看護職員兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するために必要な機能回復訓練等を行う。

(5) 看護職員 1名以上(常勤、非常勤 機能訓練指導員兼務)

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(2) 営業時間 8:30から17:30までとする。

(3) サービス提供時間 9:00から16:00までとする。

(4) その他の休日 12月31日から1月3日とする。

(地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 地域密着型通所介護及び第1号通所事業の利用定員は、15名とする。

(指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の内容は下記に掲げるとおりとし、法定代理受領サービスに該当する地域密着型通所介護及び第1号通所事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該地域密着型通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額、及び当該第1号通所事業に係る介護予防通所介護相当サービス費用額から当該第1号通所事業者を支払われる介護予防通所介護相当サービス費用額を控除して得た額、

各市町村の定める額の支払を受けるものとする。

- (1) 送迎 (2) 健康チェック (3) 食事サービス (4) 入浴サービス
(5) 生活指導 (6) 日常動作訓練 (7) レクリエーション

2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用として、一食につき 650 円徴収する。(おやつ代含む)
- (2) おむつ代は、実費徴収する。(基本的には、利用者持参)
- (3) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対し送迎を行う場合は、路程 1 キロメートル当たり 20 円を実費として徴収する。
- (4) 前(3)の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費を徴収する。

3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 事業所の通常の事業の実施地域は、神栖市の地域とする。(その他の地域は応相談)

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 10 条 事業所は虐待発生又はその再発防止をするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。(年 2 回以上)
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者(堀江 里衣子)を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 1 1 条

（1）緊急時における対応

従業者は、地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を構わずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（2）事故発生時の対応について

- 1) 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うなどの必要な措置を講じる。
- 2) 事故の原因を解明し再発防止のために、インシデントレポートの作成（随時）、リスクマネジメント委員会の開催（随時及び毎月 1 回）を実施する。

（非常災害対策）

第 1 2 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、消防計画等の防災計画に基づき、年 2 回以上、避難・救出訓練を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第 1 3 条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後 6ヶ月以内

（2）継続研修 年 2 回

（3）その他の研修

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。
- 5 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社縁と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 利用者に対して事業所が行った地域密着型通所介護サービスに関する諸記録は、県条

例に定めるものを整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

第14条 運営推進会議（介護・医療連携推進会議） 6ヶ月に一回実施

利用者、区市町村職員、地域住民の代表者等に対して、提供しているサービスの内容を明らかにすることにより地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保する。

活動報告を行い、要望や助言を聞く機会を設ける。

このしくみにより、地域住民や団体、関係者と連携・協力し、地域と交流を図ることで、より開かれた事業所運営を行う。

附則

この規程は令和5年8月1日から施行する。

